

監理団体許可有効期間更新関係申請に係る提出書類一覧・確認表

- 申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（申請者確認欄の「有」又は「無」に○を付けてください。）の上、書類の番号順に並べ、本表とともに提出してください。
 なお、書類は、①正本（申請書、添付書類）1通、②副本（申請書、添付書類）1通、③副本（申請書）1通の順に並べ、提出してください。
- 「提出の要否」欄の印の意味は以下のとおりです。
 - ◎： 監理事業所ごとに提出が必要なもの
 - ： 必ず提出が必要なもの
 - △： 過去3年以内に機構への申請又は届出の際に提出しておりその内容に変更がない場合に限り提出が不要なもの
- 書式の欄の「省令様式」は必ず使用しなければならないもの、「参考様式」は必ず使用しなければならないものではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの。
- 監理団体許可の有効期間更新許可基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合、個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の資料の求めることがあります。具体的な書類は別途、随時お示ししていきます。

申請者の名称

申請者の住所

代表者の氏名

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
①	監理団体許可有効期間更新関係書類一覧・確認表（本表）	本表	○	・申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類一式の一番上に綴じてください。	有	無
②	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	省令様式第11号	○		有	無
③	監理事業計画書	省令様式第12号	◎		有	無
④	申請者の概要書	参考様式第2-1号	○	ホームページがある場合は、トップページ及び技能実習部分を印刷し、申請書に添付して下さい。	有	無
⑤	登記事項証明書		△		有	無
⑥	定款又は寄付行為の写し		△	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）第29条第1項第9号適用の場合は提出が必要です。	有	無
⑦	船員職業安定法第34条第1項の許可証の写し		△	・船員である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合に限りです。	有	無
⑧	直近2事業年度の貸借対照表の写し		○		有	無
⑨	直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し		○		有	無
⑩	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し		○	・確定申告書は受け付けた税務署の受付印があるものに限りです。	有	無
⑪	直近2事業年度の法人税の納税証明書		○	・納税証明書は「その2」の所得金額の証明を提出してください。	有	無
⑫	預金残高証明書等の現金・預金の額を証する書類		○		有	無
⑬	監理事業所の土地・建物に係る不動産登記事項証明書		△	・監理事業所が複数ある場合は、全てものを提出してください。	有	無
⑭	監理事業所の不動産賃貸借契約書の写し		△	・監理事業所が複数ある場合は、全てものを提出してください。	有	無
⑮	個人情報の適正管理に関する規程の写し		△	・主務大臣が規程例を示しているので参考にしてください。	有	無
⑯	監理団体の組織体系図		△	・提出に際しては個人情報を取り扱う部署が区分されていることを明示してください。	有	無
⑰	監理団体の業務の運営に係る規程の写し		△	・主務大臣が規程例を示しているので参考にしてください。 ・監理費表の外国の送出国へ支払う費用は、取次に関する契約書（協定書）に定める金額と合致しなければなりません。	有	無

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
⑱	申請者の誓約書	参考様式第2-2号	○	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合の場合は、漁船漁業参考様式第4号（掲載場所：機構HPトップページ→様式→特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領（介護職種他）→申請者の誓約書（漁船漁業参考様式第4号））についても提出して下さい。 	有	無
⑲	申請者の役員の住民票の写し（役所から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーをとるのではなく、役所から交付されたものを提出してください） ※役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 1 法定代理人が個人の場合 法定代理人の住民票の写し 2 法定代理人が法人の場合 法定代理人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し		△	<ul style="list-style-type: none"> ・役員全員分提出 ・マイナンバーの記載のないもの。 ・日本人の場合は、本籍の記載のあるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載のあるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・発行日から3月以内のものを提出して下さい。 	有	無
⑳	申請者の役員の履歴書	参考様式第2-3号	△	<ul style="list-style-type: none"> ・役員全員分提出 	有	無
㉑	監理責任者の住民票の写し及び健康保険等の被保険者証の写し		○	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の場合全員分提出 ・番号㉑と同様。 ・健康保険等の被保険者証の写しについては、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険資格取得届の写しなど 	有	無
㉒	監理責任者の履歴書	参考様式第2-4号	△	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の場合全員分提出 	有	無
㉓	監理責任者等講習の受講証明書の写し		○	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の場合全員分提出 ・養成講習は経過措置が終了する令和2年3月31日までに受講する必要があります。またその後も3年ごとに受講しなければなりません。 	有	無
㉔	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-5号	○	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の場合全員分提出 	有	無
㉕	外部監査人の概要書	参考様式第2-6号	△	<ul style="list-style-type: none"> ・指定外部役員の措置を講じない場合にのみ提出が必要です。 	有	無
㉖	監理責任者等講習の受講証明書の写し		○	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講習は経過措置が終了する令和2年3月31日までに受講する必要があります。またその後も3年ごとに受講しなければなりません。 	有	無
㉗	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-7号	○		有	無
㉘	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-8号	○	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査の措置を講じない場合にのみ提出が必要です。 	有	無
㉙	外国の送出機関の概要書	参考様式第2-9号	○	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。 	有	無
㉚	外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証の写し		△	<ul style="list-style-type: none"> ・外国政府認定送出機関に該当する場合に提出してください。 ・複数ある場合は、全てのものを提出してください。 	有	無
㉛	監理団体と外国の送出機関との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関する契約書の写し		△	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・違約金等に該当する定めがないか確認してください。また当該契約書とは別に、送出機関と覚書を交わして違約金を受け取ることや監理費以外の手数料等を受けることを約する定めは違法であり、許可の取消し等の対象となります。 	有	無
㉜	外国の送出機関の登記や登録がされていることを証する書類		△	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。 	有	無
㉝	送出国の技能実習制度関係法令を明らかにする書類		△	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。 	有	無
㉞	外国の送出機関が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類		○	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。 	有	無
㉟	外国の送出機関の誓約書	参考様式第2-11号	○	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。 	有	無

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
③⑥	外国の送出国機関の推薦状	参考様式第2-12号	△	<ul style="list-style-type: none"> 外国の送出国機関が複数ある場合は、全てのものを出していただく。 外国の送出国機関が外国政府認定送出国機関の場合は提出の必要はありません。 	有	無
③⑦	外国の送出国機関が徴収する費用明細書	参考様式第2-10号	○	<ul style="list-style-type: none"> 外国の送出国機関が複数ある場合は、全てのものを出していただく。 外国の送出国機関が外国政府認定送出国機関の場合は提出の必要はありません。 	有	無
③⑧	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第2-13号	△	<ul style="list-style-type: none"> 取扱職種全てについて作成指導者の履歴書を出していただく。 	有	無
③⑨	優良要件適合申告書（監理団体）	参考様式第2-14号	○	<ul style="list-style-type: none"> 一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。（別途、項目に応じて提出が求められている資料があります。） 	有	無
	委任状	サンプルを機構HPに掲載		<ul style="list-style-type: none"> 申請書の提出や許可証等の受領を申請者以外に委任する場合に提出して下さい。 審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。 	有	無
★	返信用封筒（申請受理票送付用）1枚	長形3号封筒 ※84円切手を貼付	○	<ul style="list-style-type: none"> 機構窓口で申請手続きを行い、既に申請受付票を受領している場合は不要です。 郵送で申請書等が届いた場合、郵送で申請受付票を送付しますので、申請受付票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に84円分の切手を貼付して下さい。 	有	無
★	返信用封筒（結果の通知送付用）1枚	角形2号封筒 ※440円切手を貼付	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請書、担当者等）を明記した封筒に440円分の切手（簡易書留の郵送料）を貼付したものを提出して下さい。 当該封筒の提出がなかった場合は、申請先である機構本部へお越しいただいた上で、結果を通知することになります。 	有	無
★	申請手数料（収入印紙）		○	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容に応じた適正な金額に相当する収入印紙を②監理団体許可申請書/監理団体許可有効期間更新申請書の1枚目に貼付して納付して下さい。 <p>基本額 1件につき 900円 加算額 監理事業所が2以上の場合 900円×（事業所数-1）</p>	有	無
☆	調査手数料払込みを証する書類	調査手数料払込申告書 （台紙）（機構HPに掲載）	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。 振込証明書は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載して下さい。 <p>基本額 1件につき 17,100円 加算額 監理事業所が2以上の場合 17,100円×（事業所数-1）</p>	有	無